

# 韓国駐在員のビザ取得

(2024年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ソウル事務所

ビジネス展開課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所が現地会計事務所（KPMG 三最会計法人）に作成委託し、2024年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KPMG 三最会計法人は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG 三最会計法人が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課  
E-mail：[SCC@jetro.go.jp](mailto:SCC@jetro.go.jp)

ジェトロ・ソウル事務所  
E-mail：[KOS@jetro.go.jp](mailto:KOS@jetro.go.jp)

**JETRO**

## 目次

1. 外国人の入国.....	1
2. 駐在のための入国査証(ビザ) .....	1
3. 入国後、長期在留のための手続き .....	3

# 韓国駐在員のビザ取得

## 1. 外国人の入国

韓国に入国する外国人は、出入国管理法で定めている例外事項を除き、有効なパスポートおよび法務部長官が発給した査証（ビザ）を有していなければならない（出入国管理法第7条）。

## 2. 駐在のための入国査証(ビザ)

外国人が韓国内に長期在留するために取得しなければならない入国査証（以下、“ビザ”）のなかで、主に韓国における企業活動に関連するものは駐在（D-7）および企業投資（D-8）で、当該ビザの活動範囲および取得方法などは図表2-8のとおりである。

一方、日本人が観光・通過、単純訪問、短期商用、会議参加などの目的で韓国に短期間滞在しようとする場合は、ビザを取得せずに入国しても90日間の在留が可能である。ただし、在留期間が90日未満でも就業または営利活動を目的に入国しようとする場合にはビザを受けなければならない。

■ 図表 在留資格と活動範囲および提出書類など

在留資格 (記号)	駐在 (D-7)	企業投資 (D-8)
在留資格に該当する者 または 活動範囲	イ. 外国の公共機関・団体または会社の本社、支社、その他の事業所などに1年以上勤務した者で、韓国にあるその系列会社、子会社、支店または連絡事務所などに必須専門人材として派遣され勤務する者（企業投資（D-8）の資格に該当する者は除外する。） ロ. 「資本市場と金融投資業に関する法律」による上場法人または「公共機関の運営に関する法律」による公共機関が設立した海外現地法人や海外支店で1年以上勤務した者で、韓国にあるその本社や本店に派遣され専門的な知識・技術または機能を提供するか伝受けようとする者(上場法人の海外現地法人や海外	イ. 「外国人投資促進法」による外国人投資企業の経営・管理または生産・技術分野に従事しようとする必須専門人材（国内で採用する者は除外する） ロ. 「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」によりベンチャー企業を設立し、ベンチャー企業確認を受けた企業の代表者または技術性が優秀なことと評価された企業の代表者 ハ. 次のいずれか一つに該当する者で、知識財産権を保有またはこれに準ずる技術力などを持つ者のうち法務部長官が認めた法人創業者 1)国内で専門学士以上の学位を取得した者 2)国外で学士以上の学位を取得した者

在留資格 (記号)	駐在 (D-7)	企業投資 (D-8)
	支店のうち本社の投資金額が米価50万ドル未満の場合は除外する。)	
取得方法 および 所要期間	査証申請の前に韓国法務部の事前審査を受ける必要があります、韓国の招請人または代理人を通じて所轄地方出入国・外国人官署から査証発給認定書(または、番号)の交付を受けなければならない(申請から交付まで約2週間~1カ月所要)。交付された査証発給認定書(または、番号)をもって、在外駐在韓国領事部から該当ビザを取ることになる。この場合、駐在員本人が直接韓国領事部へ申請しなければならない(約3~4日所要)。	<p>イ. 在外韓国領事部へ申請する方法 駐在員の韓国への赴任の前に、「在外(日本)駐在韓国領事部」から企業投資(D-8)ビザを取る方法で、駐在員本人が直接韓国領事部へ申請(約3~4日所要)。</p> <p>ロ. 韓国の地方出入国・外国人官署などへ申請する方法 外国人投資企業に派遣される駐在員の場合は、ビザなしで韓国に入国し、在留地の所轄地方出入国・外国人官署または大韓貿易投資振興公社(KOTRA)で長期ビザ(企業投資(D-8))へ切り替えることが可能(約3~4日所要)。</p>
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 派遣命令書および在職証明書</li> <li>- 招請事由書</li> <li>- 本店および支店の法人登記簿謄本</li> <li>- 支店の事業者登録証の写し</li> <li>- 外国企業国内支社設置申告書の写し</li> <li>- 支店の賃貸借契約書の写し</li> <li>- 支店の納税事実証明</li> <li>- 事業計画書</li> <li>- 必須専門人材であることを証明する書類(学位証、履歴書、資格証および経歴証明書)</li> <li>- 営業資金導入実績証明書類など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 派遣命令書および在職証明書</li> <li>- 招請事由書</li> <li>- 現地法人の法人登記簿謄本</li> <li>- 現地法人の事業者登録証の写し</li> <li>- 外国人投資企業登録証の写し</li> <li>- 現地法人の賃貸借契約書の写し</li> <li>- 現地法人の納税事実証明</li> <li>- 事業計画書</li> <li>- 必須専門人材であることを証明する書類(学位証、履歴書、資格証および経歴証明書)など</li> </ul>
在留期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 1回に付与される在留期間は、本店から導入される営業資金および支店の納税実績により異なる(上限は3年)。</li> <li>- 韓国において最初にビザを取得する際には、通常6カ月~1年の在留期間付与。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 一回に付与される在留期間は、外国人投資金額および現地法人の納税実績により異なる(上限は5年)。</li> <li>- 同左</li> </ul>
同伴家族がいる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 同伴(F-3)の資格に該当し、駐在員の家族であることを証明する書類などが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 同左</li> </ul>

在留資格 (記号)	駐在 (D-7)	企業投資 (D-8)
	- 駐在員と同様な在留期間を付与される。	

### 3. 入国後、長期在留のための手続き

#### 3.1. 外国人の登録

外国人が入国した日から90日を超えて韓国に在留する場合には、入国した日から90日以内にその外国人の在留地を管轄する地方出入国・外国人官署の長もしくは出張所長に外国人登録を行わなければならない（出入国管理法第31条）、外国人登録証の発給までは約3週間所要される。外国人登録をせずに出国する場合は、取得したビザは無効になる。

なお、外国人登録をする17歳以上の外国人は、管轄地方出入国・外国人官署へ「指紋および顔情報」を登録しなければならない。

外国人登録事項、すなわち外国人登録申請書上の記載事項は次のとおりである。

- (i) 氏名・性別・生年月日および国籍
- (ii) パスポート番号・発給日付および有効期間
- (iii) 勤務先と職位または担当業務
- (iv) 本国の住所と韓国内在留地（電話番号を含む）
- (v) 在留資格と在留期間
- (vi) その他の出入国管理法に定める事項

また、登録をした外国人は次の各号の一に該当する事項に変更がある場合には、15日以内に在留地管轄の地方出入国・外国人官署の長もしくは出張所長に外国人登録事項変更申告を行わなければならない（出入国管理法第35条）。

- (i) 氏名・性別・生年月日および国籍
- (ii) パスポート番号・発給日付および有効期間
- (iii) 勤務先の名称変更または追加
- (iv) 就業開始日(訪問就業(H-2)の場合)

登録をした外国人がその在留地を変更した場合には、転入した日から15日以内に新在留地の市・郡・区役所の長または新在留地所轄の事務所長・出張所長に転入申告をしなければ

ばならない。この際、転入申告だけで在留地変更申告は完了し、転出申告は必要とならない（出入国管理法第36条）。

さらに、登録をした外国人が帰国する場合には出入国管理公務員に外国人登録証を返納しなければならない。

### **3.2. 在留期間の延長**

外国人が在留期間を超えて引き続き在留しようとする際には在留期間の延長許可を得なければならない、その在留期間の満了前に在留期間の延長許可申請書を作成して、その事由を明らかにする資料を添付し、所轄地方出入国・外国人官署の長もしくは出張所長に提出する必要がある（出入国管理法第25条）。